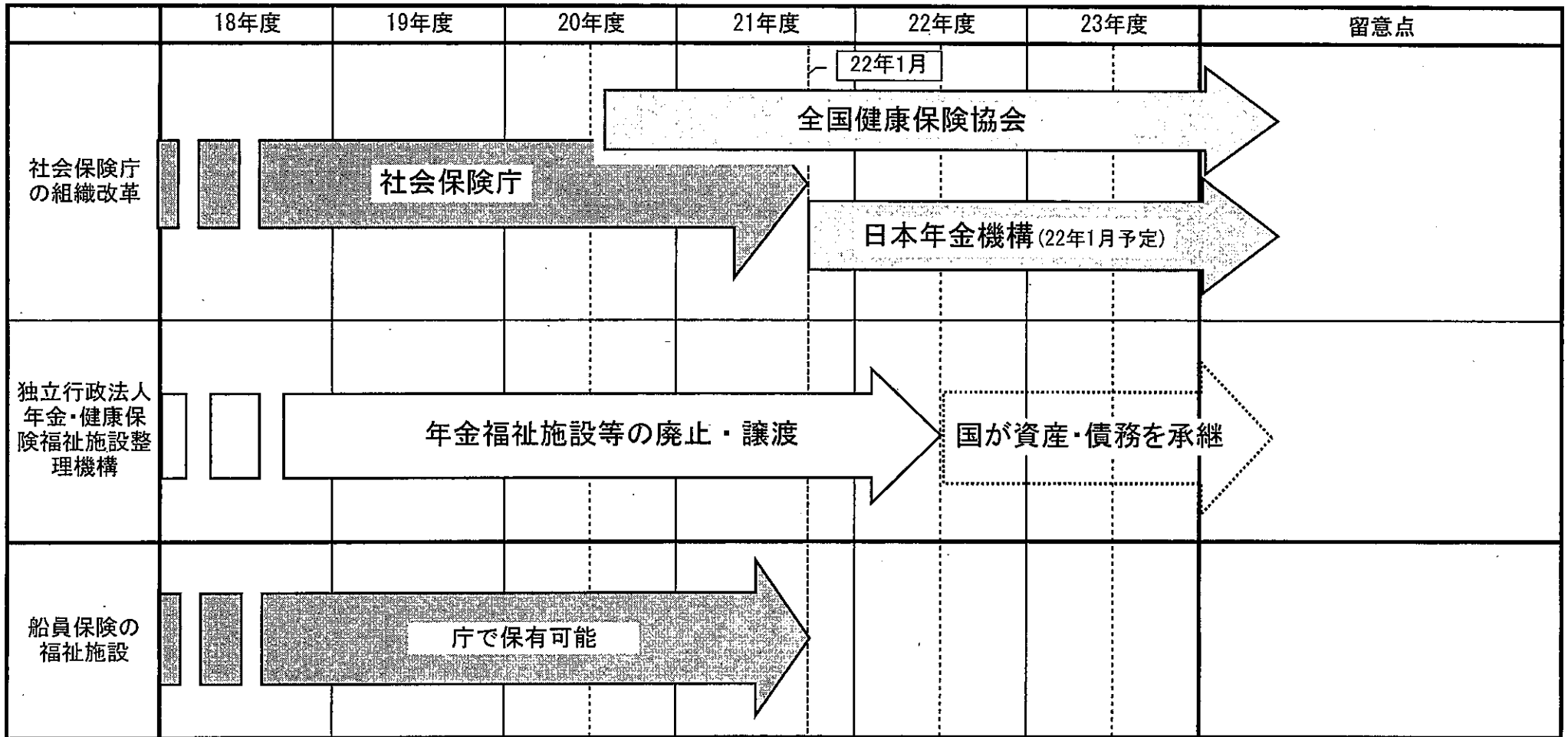


社会保険庁の組織改革と船員保険福祉施設の関連



【留意点】

- 船員保険の保険者は、年金新組織設立（平成22年1月予定）以降、全国健康保険協会とされている。
- したがって、船員保険の保険者でない社会保険庁（国）は、年金新組織設立（平成22年1月予定）以降、事業を継続した状態で船員保険の福祉施設を保有できない。
- 「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構」は、年金福祉施設等を譲渡することを目的として、平成17年10月に設立された。

○「船員保険事業運営懇談会報告書（平成18年12月21日）」の抜粋

（福祉施設の在り方）

<検討の背景>

- 宿泊施設に関する閣議決定、累次の審議会の意見、昨年の年金・健康保険の福祉施設をめぐる国会での法案審議等を踏まえ、国としては、保有する保養施設等（診療所、健康管理センターを含む。）を廃止し、病院についても整理合理化を進めていくことが求められており、船員保険の福祉施設も同様の状況にある。
- また、こうした国が保有する福祉施設の整理合理化が進められている中では、新船員保険の運営主体となる公法人においても福祉施設を保有することは困難な状況にある。
- 船員保険の福祉施設に要する経費（運営費、整備費等）は、年金及び健康保険の福祉施設と異なり、保険給付に要する費用とは区分され、全額が船舶所有者の負担による保険料により賄われているが、今後、船舶所有者は職務上年金部門の財政方式の変更に伴う積立金差額の償却に係る費用の負担等を賄わなくてはならない状況にある。

<対応の方向>

- 船員保険の福祉施設については、船員の海上勤務の特殊性を踏まえて、疲労回復、静養、家族との団らんの場の提供等を目的としており、船員の福利厚生の上昇に大きな役割を果たしてきた。
- このうち、保養所等の宿泊施設については、船舶所有者の代表者、被保険者の代表者及び保険者の三者で構成する「船員保険福祉施設問題懇談会」において、これまでも福祉施設の在り方について協議・検討し、その見直しを行ってきており、過去最大70施設であったものを現在14施設までに減少させ、整理合理化を進めてきた。
- これは、上記の国の保有する福祉施設の整理合理化の方針にも沿ったものであったが、依然として、施設整備費、経営委託費を受けても赤字経営の施設が見られること、さらに、公法人において福祉施設を保有することが難しい状況であること等も踏まえ、今後も引き続き、船員保険福祉施設の整理合理化に取り組む必要がある。

- この場合、保養施設等が、船員の福利厚生にこれまで果たしてきた役割に鑑み、今後も船員の福利厚生が確保される方策を検討する必要がある。また、新船員保険で行うべき福祉事業のうち、無線医療センターの運営や全国の漁港を巡回して実施する生活習慣病予防健診等については、洋上で負傷した場合等に医療機関にかかることができないという船員労働の特殊性や、船員の健康管理を行うという保険者としての役割を担っているため、施設の整理合理化が行われる場合であっても、これらの事業が適切に実施される方策を検討することが必要である。さらに、船員保険病院については、地域医療に果たす役割等にも留意しつつ検討することが必要である。
- 以上を踏まえ、整理合理化の具体的な進め方など福祉施設の取扱いについては、新船員保険制度発足までの間、福祉施設に関する各方面の議論にも留意しつつ、船員保険被保険者及び船舶所有者の意見を十分配慮して、引き続き検討することが必要である。

○ 「規制改革推進のための第1次答申（平成19年5月30日）」の抜粋

① 船員保険保養所【平成19年度結論、平成20年度以降実施】

船員保険保養所については、平成17年度末までにその数を平成13年度の半数とするとの合理化計画に基づき、27施設のうち約半数の13施設が既に廃止されたが、残り14施設についても、そのほとんどで採算がとれない状況にある。施設運営の厳しい状況にかんがみ、「規制改革・民間開放推進3か年計画」においては、平成18年度以降についても、関係者間の議論を踏まえ、合理化計画を策定するとの閣議決定がなされているところであるが、新たな合理化計画については、船員保険法の抜本改正に伴い、未だ策定されない状況にある。

したがって、船員保険法の抜本改正後に、速やかに検討を開始し、関係者の合意を得た上で、平成19年度中に合理化計画を策定し、当該計画に基づく施設の合理化を平成22年度までに行うよう努めるべきである。